

いじめ防止強化に関する取組

6月は東京都の「ふれあい（いじめ防止強化）月間」でした。本校では、この期間に児童の健全育成を目的とした様々な取組を行い、いじめの未然防止・早期発見・早期対応等の強化に努めました。以下に、実施した主な取組を紹介します。

(1)全校朝会における校長講話の実施

5月27日（火）と6月16日（月）の2回にわたり、いじめ防止に関連した講話を行いました。

第1回目には、「世田谷区子どもの権利条例」と関連付け、「自分のことも友達のことも大切にし、よく学び、よく遊ぶ、たくましくて思いやりのある子」を全員で目指そうという話をしました。

第2回目には、4年生の出前授業にお越しいただいた、デフリンピック卓球日本代表の亀澤選手のことを紹介するとともに、「誰にでも得意（できること）・不得意（できないこと）がある。大切なのは、できないことを指摘するのではなく、互いの違いやよさを認め合い、“みんなちがって、みんないい”と思いやりの心をもって接することである」と伝えました。

(2)全校児童を対象とした学校生活アンケートの実施

全校児童を対象に学校生活についてのアンケートを実施しました。アンケートに「困ったことがある」や「いやなことがある」と回答した児童については担任または学年で聞き取りを行い、必要に応じて児童の指導・支援を行うなど問題解決に当たりました。

(3)いじめ防止に関連した授業の実施

6月中に、全学級で「いじめ防止」に関連した道徳授業を実施しました。内容は以下の通りです。

学年	教材名	内容項目
第1学年	いじめってなあに？	C 公正、公平、社会正義
第2学年	なかまはずれがはじまつた あなたならどうする？	C 公正、公平、社会正義
第3学年	道夫とぼく	C 公正、公平、社会正義
第4学年	ちょっと待ってよ	C 公正、公平、社会正義
第5学年	命の詩 一電池が切れるまで—	D 生命の尊さ
第6学年	なかまはずれがはじまつた あなたならどうする？	C 公正、公平、社会正義
にじいろ・低	ギャオくんといっしょ	C 公正、公平、社会正義
にじいろ・中	心のシーソー	A 善悪の判断、自律、自由と責任
にじいろ・高	みんな おかしいよ！	C 公正、公平、社会正義

(4)いじめ対応フローチャートの作成及び教員研修の実施

世田谷区が令和6年4月に示した『「いじめ」及び「いじめの疑い」が発生した場合の報告の流れ』を参考に、教育委員会の指導を仰ぎながら、本校独自の「池之上小学校 いじめ対応フローチャート」を作成しました。そして生活指導夕会にて全教職員で共有し、共通理解を図りました。（フローチャートについては、本校のいじめ防止基本方針に追加しました。学校HPでご確認いただけます。）また、5月の教員研修会では、生活指導主任による「いじめの認知及び対応」に関する研修を実施しました。

本校では、今後もこれまで以上にいじめに関する感度を高め、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めてまいります。「いじめは人として決して許されることではない」、「いじめはどの児童にも、どの学級にも、どの学校にも起こりうる。また、誰もが加害にも被害にもなりうる」という共通認識のもと、いじめ防止対策推進法の定義に基づいて、いじめの認定及び組織的対応を行ってまいります。以下に、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義（要旨）をお示しします。

「いじめ」とは、児童等に対して、一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

保護者の皆様におかれましては、お子さんの日々の生活を見守る中で、気になる様子が見られた際には、遠慮なさらずに、担任にお知らせください。もちろん管理職にご連絡いただいて構いません。

また、実際にいじめが発生した場合には、学校と保護者との協力・連携が欠かせません。そのことをご理解いただき、今後とも、本校の教育活動へのご協力をどうぞよろしくお願ひいたします。